

特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領-介護職種の基準について-の一部改正について

令和4年1月 25 日

標記運用要領について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表いたします。

記

赤字下線が修正部分

通し番号	該当ページ (改訂版要領)	該当行	現行	改正後
1	P20	4行目	<p>○その運用に当たっては、下記の表で6割以上の点数(<u>旧配点: 125 点満点で75 点以上、新配点: 155 点満点で 93 点以上</u>)を獲得した場合に、「優良」と判断することとされています。下記の表については、他職種における優良な実習実施者に関する基準の表(<u>旧配点: 120 点満点</u>)の「②技能実習を行わせる体制」の評価項目に、「過去3年以内の介護職種の技能実習指導員講習の受講歴」を追加したものになります。</p> <p><u>※「特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領」(平成 31 年3月改訂版)における配点(旧配点)では、125 点満点で 75 点以上を獲得した場合に「優良」と判断することとされていましたが、令和2年 11 月の一部項目の追加及び配点の改正により、155</u></p>	<p>○その運用に当たっては、下記の表で6割以上の点数(155 点満点で 93 点以上)を獲得した場合に、「優良」と判断することとされています。下記の表については、他職種における優良な実習実施者に関する基準の表(<u>150 点満点</u>)の「②技能実習を行わせる体制」の評価項目に、「過去3年以内の介護職種の技能実習指導員講習の受講歴」を追加したものになります。</p>

点満点で 93 点以上を獲得した場合に「優良」と判断することとされました。なお、令和2年 11 月から令和3年 10 月までの間は、旧配点と新配点のいずれかを選択することが可能です。

2	P20	表		項目	配点		項目	配点		
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
			⑤	【最大 45 点 (新配点)】 又は 【最大 15 点 (旧配点)】			⑤	【最大 45 点】		
			相談・支援体制	I 母国語相談・支援の実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること	・有：5点	相談・支援体制	I 母国語相談・支援の実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること	・有：5点		
		II 受け入れた技能実習生について、全ての母国語で相談できる相談員を確保していること	・有：5点			II 受け入れた技能実習生について、全ての母国語で相談できる相談員を確保していること	・有：5点			
		III 直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるために当該技能実習生の受入れを行ったこと	(旧配点) ・有：5点 (新配点) ・基本人数枠以上の受入れ：25点 ・基本人数枠未満の受入れ：15点			III 直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるために当該技能実習生の受入れを行ったこと	・基本人数枠以上の受入れ：25点 ・基本人数枠未満の受入れ：15点			

			<p>IV 技能実習の継続が困難となった技能実習生(他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。)に引き続き技能実習を行う機会を与えるため、実習先変更支援サイトに監理団体を通じて受入れ可能人数の登録を行っていること。</p>	<p><u>(新配点)</u> ・有:10点 <u>※ 新配点のみに設けられた加点項目です。</u></p>		<p>IV 技能実習の継続が困難となった技能実習生(他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。)に引き続き技能実習を行う機会を与えるため、実習先変更支援サイトに監理団体を通じて受入れ可能人数の登録を行っていること。</p>	<p>・有:10点</p>
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3	P30	3行目	<p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技能実習計画作成指導者の履歴書(介護参考様式第10号) ・ 介護福祉士登録証の写し <ul style="list-style-type: none"> * 技能実習計画作成指導者が介護福祉士の場合 ・ 看護師又は准看護師の免許証の写し <ul style="list-style-type: none"> * 技能実習計画作成指導者が看護師又は准看護師の場合 ・ 介護支援専門員証の写し <ul style="list-style-type: none"> * 技能実習計画作成指導者が介護支援専門員の場合 <p><u>(新設)</u></p>	<p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技能実習計画作成指導者の履歴書(介護参考様式第10号) ・ 介護福祉士登録証の写し <ul style="list-style-type: none"> * 技能実習計画作成指導者が介護福祉士の場合 ・ 看護師又は准看護師の免許証の写し <ul style="list-style-type: none"> * 技能実習計画作成指導者が看護師又は准看護師の場合 ・ 介護支援専門員証の写し <ul style="list-style-type: none"> * 技能実習計画作成指導者が介護支援専門員の場合 ・ <u>指定通知書の写し又は在職証明書</u> <ul style="list-style-type: none"> * <u>技能実習計画作成指導者が介護等の業務を行う施設又は事業所の施設長又は管理者の場合</u> 			
4	介護参考	記	(注意)	(注意)			

	様式第12号(規則第15条関係)		<p>1～4 (略)</p> <p><u>5 旧加点表と新加点表のいずれを適用するか、下記※に記載のいずれかを選択すること。</u></p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 合計点 <hr style="border: 0; border-top: 1px solid black;"/> 点 </div> <p><u>※加点表の適用希望(旧(75/125) ・ 新(93/155))</u></p>	<p>1～4 (略)</p> <p>(削除)</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 合計点 <hr style="border: 0; border-top: 1px solid black;"/> 点 </div> <p>(削除)</p>
--	------------------	--	---	--